

バス事業のあり方検討会 第3回議事概要

日 時： 平成24年12月17日（月） 14：00～16：00

場 所： 合同庁舎第3号館4階 特別会議室

はじめに、武藤自動車局長より挨拶があった。

次に、各検討会等における検討状況について、事務局から説明があり、その後各検討会の座長からコメントがあり、質疑応答及び意見交換が行われた。

委員から出された主な意見は以下の通り。

- 貸切バス事業者が4,000社以上ある現状を踏まえれば、現在の監査官だけで監査の強化を図ることは困難であり、第三者機関による適正化事業を導入し、実効性のある監査体制を構築すべき。
- 過労運転の防止については、昼行のバスにも運転者2人乗務を義務付けると、優良なバス事業者では採算性が合わず、結果的に悪質事業者のみが市場に残ってしまう事態が懸念される。
- 安全運行の基準が厳しくなれば、運賃水準も引き上げる必要がある。一方で、収受した運賃が安全確保のために活用されているのか、監査によって確認していくことも重要。

次に、貸切バスの安全性向上に向けた対策について、事務局から説明があり、質疑応答及び意見交換が行われた。

委員から出された主な意見は以下の通り。

- 車庫要件の強化は、参入規制の強化にどの程度効果があるのか。また、最低車両台数については、安定的に経営を行うためには最低限どの程度の車両台数が必要か、もっと突っ込んだ検討をすべきではないか。
- 事故発生率については、重大事故とそれ以外や、新規参入事業者と既存事業者で分けて、分析すべきではないか。
- 有蓋車庫1両分の設置費用で、運行管理者を1人育成できるならば、そのほうが安全性の向上に資するのではないか。また、最低車両台数の引き上げは、小規模事業者が経営努力によって大規模事業者に成長するケースの芽を摘むことが懸念される。

- 運輸安全マネジメントの中小事業者への拡大については、車両数の基準を引き下げるのではなく、小規模事業者にも全て適用されるようにしていくとともに、適正化事業と連携して実施していくことが重要。また、バス業界全体で安全文化を浸透させていく必要。バス業界の運転者の社会的地位を引き上げていくことも、企業の安全風土の形成に繋がるのではないか。

- 旅行業者と貸切バス事業者の間で、安全問題について取り組む協議会を立ち上げたという動きもあり、このように旅行業界と貸切バス業界が協力して安全問題に取り組んでいくべき。

- 貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループのアンケートでは、小規模事業者ほど労働者の労働時間が短いものの、それ以上に給料が少ない結果となった。事故発生率の分析については、事故は極めて稀な事象であり、統計的に有意とならない可能性がある。悪質だが、小規模であるが故に偶然事故を起こしていないような事業者をどのように捕捉するのか、検討すべき。

(以 上)